

# 当会の考え方

## 経営方針

当会は、「農業金融を協同の精神で支援する県単位の連合組織金融機関」とするとともに、「地域社会と地域経済に密着した金融機関」として会員・お客様の期待と信頼にこたえることを使命とします。

### 理念

- 連合組織金融機関として調和を大切に効率的な組織機能を発揮します。
- 創造性ある金融サービスをおして地域社会と夢のあるつながりを目指します。
- 社会的責任を自覚した健全経営を行います。

### 行動規範

#### 連合組織金融機関

- 系統金融機関として資金の運用と信用秩序の維持機能の役割を担い、自己責任に基づいた健全経営を確立し、会員への安定的利益還元と機能提供を図ります。

#### 地域金融機関

- 金融サービス、情報の提供をおしてお客様の豊かな暮らしに貢献します。
- 地域のパートナーとして農業の発展と地域経済に貢献します。
- 緑を大切に生活環境に根ざした文化活動に貢献します。

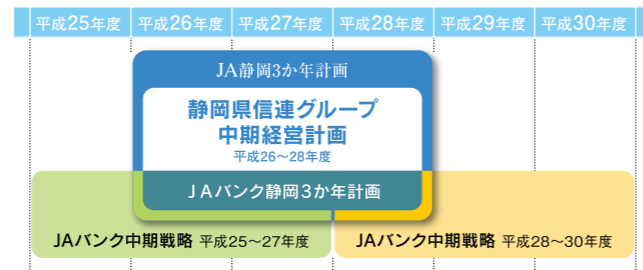
#### 組織・職場の活性

- 職員の個性を大切にし金融のスペシャリストを目指し幅広い視野に立って能力の開発と人材の育成を実践します。
- 系統金融組織と職場の合理性・効率性を常に追求し、自由闊達な職場風土を作ります。

## 3か年計画

### 中期経営計画の位置付け

静岡県下 JA グループ全体の中期経営計画として JA 静岡3か年計画があり、その中の信用事業について『静岡県信連グループ中期経営計画』があると同時に、JAバンク基本方針に定める総合戦略である「JAバンク中期戦略」を考慮した『JAバンク静岡3か年計画』があります。

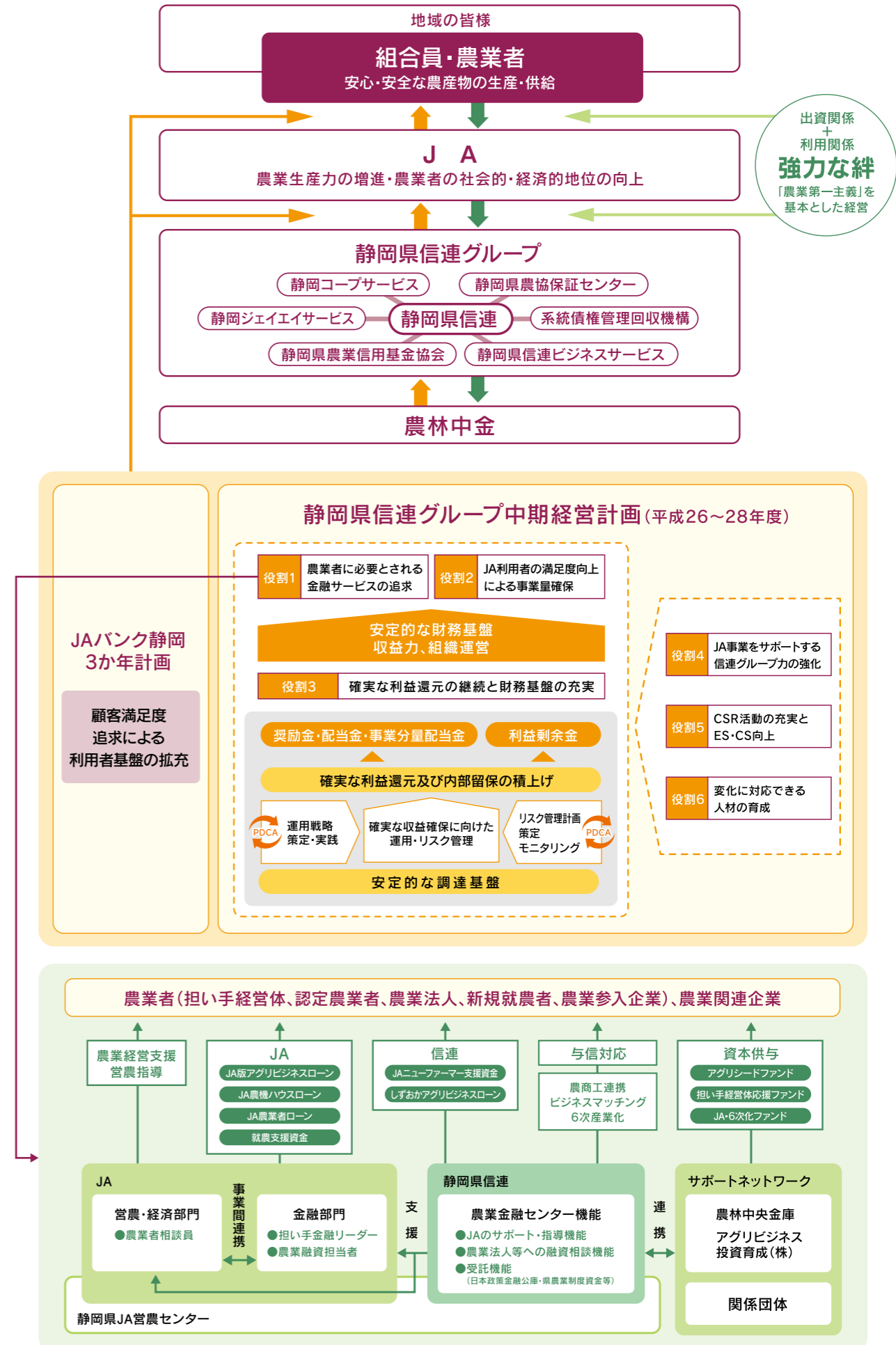


### 中期経営計画の概要

当会では、将来ビジョン(10年後の姿)に向かうための第二中期目として策定した中期経営計画「静岡県信連グループ中期経営計画(平成26~28年度)」の初年度がスタートし、右図の6つの役割発揮を基本戦略として取組んでいます。

また、「JAバンク静岡3か年計画」においては、「農業・暮ら

しに貢献するためのJAバンク機能の発揮」を基本目標とし、組合員・地域の皆様へのサービスを強化するとともに、取引深耕や地域シェア向上を意識した事業量の拡大及び質重視の取組みを行っています。





## コンプライアンスにかかる基本方針

当社は、高い公共性を有し、農業者及び地域の企業・住民のための協同組織金融機関として、①農業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会繁栄への奉仕に資するため、その社会的責任と公共的使命を自覚し地域発展のために尽力しています。

このため、当社においては、これからもこうした社会的

責任と公共的使命を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上に揺るぎない信頼を確立していくため、当社の経営理念、行動規範及び役職員の行動指針に基づき、以下の8項目からなる基本方針を定めています。

## コンプライアンスにかかる基本方針

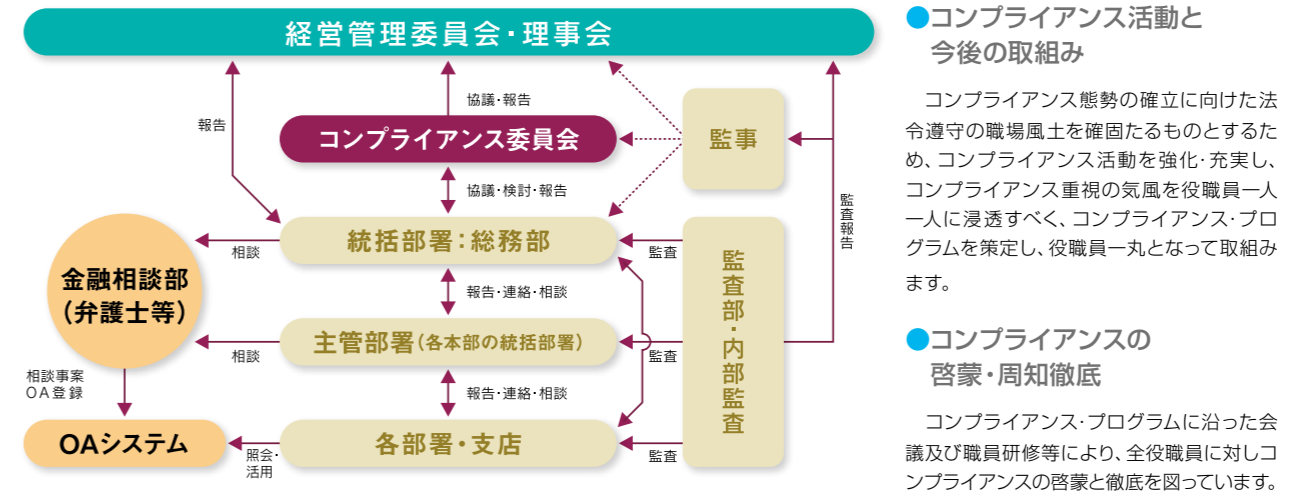
- 1 〈信連の社会的責任と公共的使命の認識〉  
信連のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。
- 2 〈会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供〉  
「JAバンクシステム」の一員として、ニーズに適した質の高い金融及び非金融サービスの提供並びに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、県下JA系統信用事業を支援することによりその役割を十全に発揮し、会員・利用者及び地域社会の発展に寄与する。
- 3 〈法令やルールの厳格な遵守〉  
すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。
- 4 〈反社会的勢力の排除〉  
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。
- 5 〈透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実〉  
経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。
- 6 〈職員の人権の尊重等〉  
職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
- 7 〈環境問題への取組〉  
資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に取り組む。
- 8 〈社会貢献活動への取組〉  
信連が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「企業市民」として、社会貢献活動に取り組む。

## コンプライアンス態勢

当社は、金融機関としての公共的使命と社会的責任を全うし、社会的信頼を確保するためにコンプライアンス経営の実践に取り組んでいます。

当社のコンプライアンス体制は、コンプライアンス委員会を設置、委員会は理事長を委員長に、役員・関係部長を委員

に構成し、また、コンプライアンス統括部署として総務部を位置付けています。各部署には、コンプライアンス担当者を配置し、役職員がそれぞれの立場・役割において誠実かつ公正な業務運営を遂行していくとともに、コンプライアンス重視の職場風土の醸成に取り組んでいます。



### ●コンプライアンス活動と今後の取組み

コンプライアンス態勢の確立に向けた法令遵守の職場風土を確固たるものとするため、コンプライアンス活動を強化・充実し、コンプライアンス重視の風風を役職員一人一人に浸透すべく、コンプライアンス・プログラムを策定し、役職員一丸となって取り組めます。

### ●コンプライアンスの啓蒙・周知徹底

コンプライアンス・プログラムに沿った会議及び職員研修等により、全役職員に対しコンプライアンスの啓蒙と徹底を図っています。

## 内部監査体制

当社では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告等を通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当社の本店・支店のすべての部署を対象とし、内部監査計画及び内部監査実施計画に基づき実施し

ています。監査結果は代表理事理事長及び監事に報告した後、被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。さらに、監査結果の概要を定期的に理事会及び経営管理委員会へ報告しています。特に緊急を要する重要な事項については、直ちに代表理事理事長、監事に報告するとともに理事会及び経営管理委員会にも報告し、迅速かつ適切な措置を講ずることとしています。

## 利用者保護等管理

当社は、お客様の正当な利益の保護と利便の確保のため、「利用者保護等管理方針」及び関連規定により、利用者保護等管理の実践に取り組んでいます。

利用者保護等管理では、「利用者説明管理」、「利用者サポート管理」、「利用者情報管理」、「外部委託管理」、「利益相反管理」を構成要素とし、それに対する組織の体制と役

割分担を定め、お客様への情報提供、お客様からの相談・要望・苦情等への対応、お客様の情報（外部委託業務に係るお客様の情報も含む）の適切な管理、お客様の利益の保護に努めるとともに、評価・改善活動を通じて、管理態勢の強化・充実に取り組んでいます。



## 利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（今後、利用者になろうとする方を含み、以下も同様とします。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

- 1 利用者に対する取引又は金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）及び情報提供を適切かつ十分に行います。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応及び金融ADR制度において求められる措置・対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏えい及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- 5 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

【備考】本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者とは当会との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

## 利益相反管理方針の概要

当会は、利用者の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下「本方針」といいます。）を定めその概要を、次のとおり公表します。

### 〈対象取引の範囲〉

- 1 本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務又は金融商品関連業務に係る利用者との取引であって、利用者の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

### 〈利益相反のおそれのある取引の種類〉

- 2 「利益相反のおそれのある取引」の種類は、以下のとおりです。
  - 利用者との間の利益が相反する類型
  - 当会の「利用者」と他の利用者との間の利益が相反する類型

### 〈利益相反の管理の方法〉

- 3 当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該利用者の保護を適正に確保いたします。
  - 対象取引を行う部門と当該利用者との取引を行う部門を分離する方法
  - 対象取引又は当該利用者との取引の条件若しくは方法を変更し、又は中止する方法
  - 対象取引に伴い、当該利用者の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該利用者に対して適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
  - その他対象取引を適切に管理するための方法

### 〈利益相反管理体制〉

- 4 ●当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
  - 利益相反管理統括者は、本方針に基づき、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を必要に応じ適切に検証し、改善いたします。

### 〈利益相反管理体制の検証等〉

- 5 当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を必要に応じ検証し、見直しを行います。

## 情報セキュリティ

当会は、当会内の情報及びお預りした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが、当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、「情報セキュリティ基本方針」及び関連規定により、当会内の体制整備を図っています。

情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報の取扱い、情報システム並びに情報ネットワーク

ワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等を防止しています。

また、情報セキュリティ活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティ管理態勢の強化に取り組んでいます。

情報セキュリティ基本方針 ▶▶▶ <http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/security/index.html>

## 個人情報保護

金融事業が常に広範なお客情報を取扱うものであることを強く意識し、当会業務に対する社会的信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連諸法令・ガイドライン及び金融業界の自主ル

ル等を遵守して、個人情報の適正な管理、利用、提供及び開示に取り組んでいます。また、当会内の体制整備や職員の個人情報保護意識の高揚に努め、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に迅速に対応が図られるよう取り組んでいます。

個人情報保護方針 ▶▶▶ <http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/privacy/index.html>

## 金融円滑化に係る基本方針

当会は、農業及び地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置付け、その実現に向け取り組んでいます。

JAを基本構成員とする協同組合の県域金融機関として、「健全な事業を営む農業者・中小企業者等をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」と位置付け、当会の担

う公共性と社会的責任を強く認識し、「金融円滑化に係る基本方針」及び「金融円滑化管理規程」を定め、金融円滑化に関する取り組み体制を整えています。

また、当会は、金融円滑化を適切に進めるために、各融資営業の担当部店にお客様からの金融円滑化に係る「相談窓口」を設置し、お客様からのご相談等にはより一層丁寧な対応を心掛けています。

金融円滑化に係る基本方針 ▶▶▶ <http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/enkatsuka/index.html>

## 経営者保証に関するガイドラインへの対応

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインへの対応方針を定める等、態勢整備に取り組んでいます。

本ガイドラインに基づき経営者保証に依存しない融資の

一層の促進に努めるとともに、お客様との保証契約を締結する場合やお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づいて誠実に対応するよう取り組んでまいります。

経営者保証に関するガイドラインへの対応方針 ▶▶▶ <http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/enkatsuka/index.html>

## 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当社は、事業を行うにつかまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。  
また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

### 〈運営等〉

1 当社は、反社会的勢力等との取引排除及び組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当社の特性に応じた態勢を整備します。また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除及び組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

### 〈反社会的勢力等との決別〉

2 当社は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

### 〈組織的な対応〉

3 当社は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

### 〈外部専門機関との連携〉

4 当社は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

### 〈取引時確認〉

5 当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

### 〈疑わしい取引の届出〉

6 当社は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

以上

※「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団又は個人を指します。

## 金融商品の勧誘方針

当社は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

- 1 お客様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2 お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実ではない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
- 4 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5 お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

## 金融ADR(裁判外紛争解決)制度への対応

### 苦情処理措置

当会社では、お客様に一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、当会業務に関するご相談及び苦情等を受け付けていますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて信連内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 2 相談・苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- 3 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当会経営陣に報告するとともに、信連内において情報共有を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。
- 4 静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県 JA バンク相談所でも、当会業務に関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者のご理解を得たうえで、ご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。

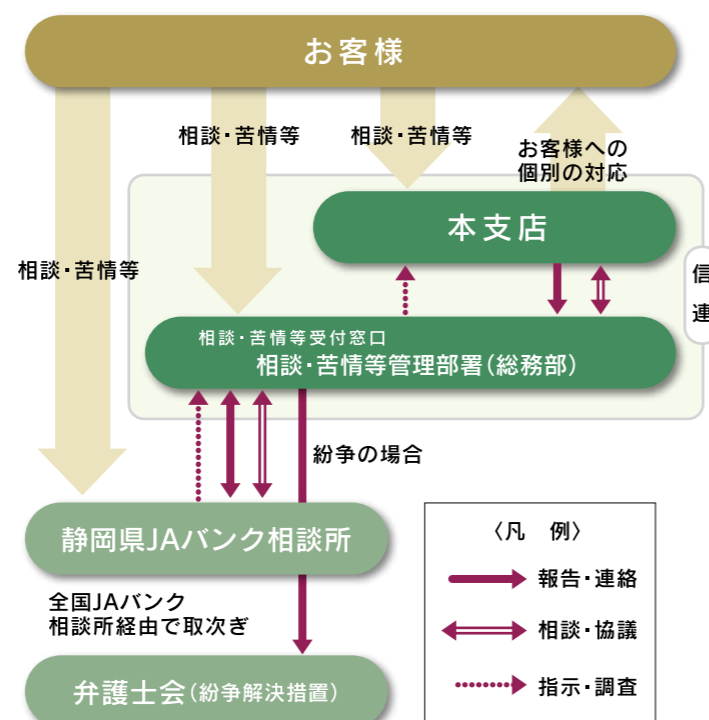
### 苦情等受付・対応態勢

当会社では、右図のような態勢でお客様からの声を真摯に受け止め、迅速な解決に努めるとともに、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に活用しています。

### 紛争解決措置

苦情等のお申し出については、当会が対応しますが、納得のいくような解決ができず、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、JAバンク相談所を通じ、紛争解決措置として弁護士会を利用できます。

※ 当会の受付窓口及びJAバンク静岡の相談窓口については、P88の「ご案内」をご覧ください。



金融ADR(裁判外紛争解決)制度への対応 ▶▶▶ <http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/adr.pdf>

## 地域の皆さまとの関わり

### 地域に対する当社の考え方

当社は静岡県下JA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済に密着した地域金融機関です。

当社の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた組合員及び地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としており、資金を必要とする組合員の皆様や、JA・農業に関連する団体及び県内の企業・地方公共団体等にもご

利用いただいています。

当社は、JAとの強い絆とネットワークを形成することで信用事業機能を強化し、皆様の経済的・社会的地位の向上を支援するとともに、地域のパートナーとして農業と地域経済の持続的発展に貢献することを使命としています。

また、金融サービスの提供にとどまらず、文化、教育、環境、福祉といった面も視野に入れ、地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

### 地域の皆さまからの資金調達・地域の皆さまへの資金供給の状況

#### 1. 地域の皆さまからの資金調達の状況

##### 預り先別貯金残高

(単位: 百万円)

預り先	平成24年度	平成25年度	増減
会員	3,232,201	3,334,201	102,000
農協	3,206,133	3,313,392	107,258
連合会	8,128	6,938	△ 1,189
会員の組合員	661	580	△ 80
准会員・みなし会員	17,278	13,289	△ 3,988
員外	36,302	39,342	3,039
合計	3,268,504	3,373,544	105,040

※ 譲渡性貯金は除いて表示しています。

#### 2. 地域の皆さまへの資金供給の状況

##### 貸出先別貸出金残高

(単位: 百万円)

貸出先	平成24年度	平成25年度	増減
会員	8,780	7,744	△ 1,036
農協	2,433	2,097	△ 336
連合会	2,144	2,138	△ 6
会員の組合員	3,185	2,658	△ 527
准会員・みなし会員	1,016	849	△ 166
員外	106,357	105,042	△ 1,315
合計	115,138	112,787	△ 2,351

※ 県外貸出金は除いて表示しています。

##### 農業関係貸出金残高(県下JA・当会取扱分)

(単位: 百万円)

資金名	平成24年度	平成25年度	増減
農業制度資金	23,917	22,684	△ 1,233
農業近代化資金	4,910	5,009	98
農業改良資金	527	480	△ 47
スーパーL資金	5,391	5,021	△ 370
就農支援資金	1,491	1,613	122
その他の日本政策金融公庫資金	11,596	10,559	△ 1,036
アグリビジネスローン	1,254	1,245	△ 8
JAニューファーマー支援資金	42	55	12

※ 各資金の詳細については、P20の「融資業務」をご参照ください。

### 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

#### ● 農業者・中小企業等の経営支援に関する取組方針

当社は、「創造性ある金融サービスをとおりて地域社会と夢のあるつながりを目指す」という理念のもと、堅実・健全な経営を行い、農業者・中小企業等のお客様に質の高い総合金融

サービスを円滑にご提供することを「当社の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当社の担う公共性と社会的責任を強く認識し、地域密着型金融への取組みを進めていきます。

#### ● 農業者・中小企業等の経営支援及び地域の活性化に関する態勢・取組状況

##### 1 金融面における支援態勢等

###### JAバンク静岡保証料助成

平成26年度に農業資金のお借入をされる農業者の皆様を支援するため、「JAバンク静岡保証料助成」による金融支援を行っています。

###### 「しずおかアグリビジネスローン」の取扱い

農業法人・大規模農業者に対する運転資金・設備資金等の低利融資を通じて、静岡県の農業振興に寄与しています。

###### 自然災害等による農業被害への金融支援

東日本大震災に起因した福島第一原発事故により放射能被害に遭われた農業者への利子補給等の金融支援を行っています。また、台風・お茶の凍霜害・雪害等の自然災害に遭われた農業者へ利子補給・保証料助成等による金融支援を行っています。

###### 農業資金相談コーナーの開設

県下JA・静岡経済連主催のJA農業機械大展示会へ農業資金相談コーナーを開設し、農業機械等購入のための資金相談に対応しています。

###### 成長分野に対する取組み

農業専門金融機関及び地域金融機関として、成長分野である、農業、環境エネルギー、医療・介護分野の支援に積極的に取り組んでおります。

「農業経営アドバイザー」や「医療経営士」の資格取得を推進し、専門的な職員の育成を通じて、より質の高い支援・サービスの提供を図り、お客様とのリレーションシップの強化に努めてまいります。

なお、「農業経営アドバイザー」は32名、「医療経営士」は3名となりました。



## 6次産業化への支援

農業関連事業への支援を強化するため、今後、大きなビジネスチャンスとなる6次産業化を志向する、2次・3次の商工業者の皆様に対する金融面のサポートとして「6次産業応援資金」をご用意しております。



## 子育て支援商品の取扱い

JAバンク静岡では、地域・社会へ貢献する金融機関として、少子化対策の観点から静岡県及び県下全市町により実施されている「しずおか子育て優待カード事業」に賛同し、「子育て支援定期積金 すくすく」、「子育て支援定期積金 すくすくプラス」をお取扱いしています。

JAバンク静岡では、今後も子育て支援商品の取扱いを通じて、子育て世代のライフプランを応援していきます。

## 融資相談窓口の設置

各融資営業の担当部店にお客様からの融資相談に係る「相談窓口」を設置し、新規のご融資や金融円滑化等の各種相談に対応する体制を整備しています。

※ 当会の金融円滑化に係る方針については、「金融円滑化に係る基本的方針」P11をご参照ください。  
金融円滑化に係る措置の実施状況 ▶▶▶ <http://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/enkatsuka/index.html>

## 2 事業展開に係る支援態勢等

### ビジネスマッチング

お取引先の販路拡大等の新たなビジネスチャンスを創出するビジネスマッチングに積極的に取り組んでいます。平成25年度のマッチング件数は94件となりました。

### 成長産業（農業ビジネス）支援セミナーの開催

平成25年10月、生産者、関係機関の皆様へ6次産業に係る理解を深めていただくため、飲料メーカー、静岡県等の関係機関と連携し、6次産業に関する情報提供や取組事例等を紹介するセミナーを開催しました。



### ふじのくに総合食品開発展2014の開催

平成26年1月、静岡県と静岡県下JAグループが連携した商談会を開催し、JAの取扱う農畜産物のPRとともに、食品関連企業の皆様とのマッチングを行い、農工商連携や農業の6次産業化の促進に努めました。



## 地域社会への貢献等に対する取り組み

### 「平成25年度 静岡県障害者芸術祭」への特別協賛

平成25年11月24日に障害者働く幸せ創出センター等、静岡市葵区内2か所で開催された「平成25年度 静岡県障害者芸術祭」に特別協賛しました。

このイベントは、障害のある方々に芸術活動等の発表機会を提供し、芸術を介して多くの人々との交流を図ることにより、県民の間に障害者福祉への理解と関心を深めていただくため、障害者週間（12月3日～9日）の関連行事として開催されました。芸術祭当日は、ものづくりの技の体験や交流ステージ等が行われ、多くの人でにぎわいました。



### JAバンク静岡から県内の小学校への教材本贈呈

JAバンクグループでは全国的な取り組みとして、農業振興に貢献するため「JAバンクアグリサポート事業」を展開しています。この活動の一環として、食農教育や環境教育、金融経済教育をテーマに小学校高学年向けの補助教材を作成し、全国の小学校に贈呈しています。JAバンク静岡では、平成26年3月24日に静岡県教育委員会に対して目録を贈呈するとともに、県内543校（特別支援学校含む）の小学5年生（約3万4千人）に、食農・環境・金融経済をテーマとした補助教材「農業とわたしたちの暮らし」及び、特別支援学校向けに内容を編集した特別支援教育版を贈呈しました。



### 「公益信託JA・静岡県信連民俗芸能振興基金」による地域の民俗芸能保存・伝承活動への支援

当会では、農協法制定50周年記念事業の一環として平成11年3月に創設した「公益信託 JA・静岡県信連民俗芸能振興基金」により、これまで、北久原神楽保存会（御殿場市）を始め、うめがやかしほりんじやひま たいこぼんがい（静岡市）や横尾歌舞伎保存会（浜松市）等、のべ171団体に対して助成を行い、静岡県内各地の民俗芸能の保存・伝承活動に取り組んでいる団体や個人に対する助成活動をととして、地域文化活動を支援しています。

平成25年度（第15回目）は、15団体に対し総額約360万円の助成を行いました。なお、第16回目の募集は平成26年10月から11月まで実施し、助成金交付については平成27年4月に行う予定です。

また、静岡県内各地の国・県指定の無形民俗文化財保護団体を掲載した「しずおか民俗芸能マップ」は、平成26年3月現在の内容に更新し、JA 窓口及び各市町の教育委員会等に設置しています。

「公益信託 JA・静岡県信連民俗芸能振興基金」に関するお問い合わせ先

● 農中信託銀行株式会社 TEL.03-5281-1340 ● 静岡県信連 総務部 TEL.054-284-9652

### 環境保全活動への取り組み

平成25年度は、静岡市安倍川河川敷の清掃活動等に、当会職員とその家族がボランティアとして参加しました。今後とも地域に根ざした環境保全活動に積極的に取り組んでいきます。



静岡市安倍川河川敷の清掃活動